平成２６年（フ）第２９２４号
大阪府豊中市日出町２丁目１番27号
債務者　寺岡　　博
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３５号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２　10―203
債務者　上北　里美（旧姓斉藤・守屋・楠井）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９６号
釧路市星が浦大通５丁目５番39号
債務者　外舘　亜衣
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９９７号
横浜市中区松影町３丁目10番地15　第二平成館414号室
債務者　中山　勤啓
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１１８号
神奈川県藤沢市高倉547番地の14　サイカチハイツ203
債務者　山田　大成
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２４号
横浜市南区新川町５丁目29番地２　新井ビル403
債務者　釘本　亨子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０６号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅３―107
債務者　花井　昌代
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３２号
静岡県浜松市西区入野町9528番地の３　メゾン・ド・スウベニール301号、前住所静岡県浜松市西区村櫛町3212番地　ＭＹヒルズ101号
債務者　世田　孝之
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
岡山市北区下中野613番地２
債務者　堤　　ゆい
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目６番１号
債務者　山口　幸江
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０１号
北海道白糠郡白糠町西庶路西１条南３丁目２番地７
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１５４号
愛知県豊田市陣中町１丁目26番地　東和ビル201号
債務者　齋藤　竜滋
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
愛知県豊田市陣中町１丁目26番地　東和ビル201号
債務者　和田奈美子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第７５号
千葉県我孫子市本町３丁目２番28―713号　アビイマンション
破産者　森本　圭祐
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６０号
東京都練馬区大泉町２丁目32番17号パークヒルズ大泉Ｃ―101、破産手続開始決定時の住所埼玉県坂戸市大字多和目201番地12
破産者　須賀　達也
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係